

健全な男女共同参画社会をめざす会

正しい男女平等とは

[トップ](#) [入会のご案内](#) [会報](#) [活動内容](#) [リンク集](#) [お問い合わせ](#)

[会報一覧に戻る](#)

なでしこ通信 7号

なでしこ通信

第7号 目次



○??おかしいぞ 男女共同参画学習ガイドブック

健全な男女共同参画社会をめざす会
なでしこ通信 No.7

??おかしいぞガイドブック



私たち「めざす会」は8月17日に県の担当者と面会し男女共同参画について県側はどのような考え方をしてるのかについてお尋ねしました。それに先立ち私たちは県条例の問題点を当会の考察として提出していました。それに対し担当者から「県の考え方」という条例解釈に関するコメントが出されたものです。しかし、「県の考え方」と「男女共同参画学習ガイドブック（愛媛県県民環境部男女共同参画局参画推進課発行）」を始めとする男女共同参画に関する県のさまざまな資料の間に大きな“温度差”があることがわかりました。以下ガイドブックにしぼって考察してみたいと思います。

※以下「県の考え方」はゴシック、「男女共同参画学習ガイドブック」は太明朝で抜粋しています。

県側の出席者 * 本宮 勇 県議会議員（環境保健福祉委員会委員長）

* 祖母井 明 県民環境部県民協働局男女参画課課長

* 上城戸裕子 同課長補佐

①「性別による固定的役割分担意識」について

☆県としては「性別による固定的役割分担意識やそれに基づく慣行についてはその全てをあってはならないものとしているのではなく」「能力を発揮する機会が確保されるために」「社会における活動の選択に対して中立でない影響を

及ぼすことがないよう」という視点が示されています。したがって「ひな人形を飾り」「鯉のぼりを立てるといようなことまで否定するものではありません」さらに役割についても「固定的に決め付ける」ことさえなければ「それぞれの個人・家族が主体的に考えていけばよいという考え方」であり、当然「専業主婦を選択されても、職業に就かれても、両立を目指されても、それぞれが尊重されるべき」という結論になります。

つまり「ひな人形＝女の子」「鯉のぼり＝男の子」という「性別に応じた伝統行事や習俗・慣習」も、個人の能力発揮に負の作用をもたらさない限り容認されるべき、というスタンスです。さらにライフスタイルについても各家庭の決定を重んじ、本人が納得の上であればどのようなものであっても等価値として尊重するという立場をとっています。

★しかし「ガイドブック」はそうではありません。たとえばP92には、

- ・小学校一年生から、男女共に「さん」づけで名前を呼んだり
- ・名簿はもちろん整列やグループ分けなどできるかぎり男女混合にすること
- ・「女子には赤、男子には黒」になっていた卒業記念品を全部黒にすること

などが「ジェンダーに敏感な視点を持ち、それを解消」するために必要とされているのです。みやびやかなひな人形を女の子のお祭りに飾ることや、勇ましく雄大な鯉のぼりや武者飾りの男の子の節句を認めるのであれば、「さん」づけや男女別カラーを「なくすべきもの」と位置づけるのは明らかな矛盾ではないでしょうか。後者を推進するのであれば、より性別を強調している節句の行事こそ否定的にとらえられてなくては首尾一貫しないように思われます。



県は、かりに孫の初節句に立派なよろいかぶとやひな人形をプレゼントした祖父母に対し、「女の子だから人形、男の子だからかぶと、というのは性別による固定的な意識です。回収しろとは言いませんが、今後はもう少し考えて下

さい」といった趣旨の発言があった場合、男女共同参画意識の浸透としてこれを支持するおつもりでしょうか。もし「プライベートな家庭内のことに口を出すつもりはない。あくまで公教育の方針を示しただけである。したがって専業主婦になるか仕事を選ぶかといった選択も主体性に任せる、としてる」と言われるのであれば、ひな人形や鯉のぼりを作製する内容の授業や学校行事は好ましくないとお考えでしょうか。また次の点はいかがでしょうか。

「ガイドブック」P40では

「専業主婦にも、思い通りにならない子育てに、つらさや大変さを感じている人は多いのです」とし、

「子育てに明け暮れる生活は母親を孤立させ、育児不安を増大させています」

「子どもに構いすぎたり期待をかけすぎて、過度の母子密着状態に陥ったり」

「育児ストレスから、時として子どもに心ない言動を向けることさえある」など、専業主婦に対する否定的側面ばかりが語られています。

専業主婦に働く女性との等価値を認められるなら、この記述はあまりに一方的と言わざるをえません。プライベートな生き方の選択に対し、行政がある特定の価値に導いていると批判されるのではないのでしょうか。ちなみに現在の教育問題は、むしろ乳幼児期に深刻な母子分離があったため子どもの情緒に重大な欠損が見られたり、しつけが不十分であったために起こっているものが主流になっています。

【提言】 男女共同参画の流れが基本法から各地の条例へと具体化をすすめるうちに、自治体によっては「男女の中性化」を意図したり、「ひな祭り・鯉のぼり」を否定したり、専業主婦を不当におとしめたりする条例（もしくはその解釈）が各地に見られるようになってきています。

しかし「県の考え方」は私たちも十分理解でき、良識的なものと思われま

すみやかに「ガイドブック」の記述を改め、条例に誤解を招くことのないよう、次のポイントを適切な文案で明記するようご配慮願います。

ポイント

- 男女共同参画は不当・不合理な男女差別につながる
固定的な役割分担意識を解消しようとするのであ
て、伝統的に人びとの生活にとけこんでいる文化・伝
統・慣行までを一概に否定しようとするものではな
い。
- 家庭における役割分担は各家庭で実態に応じ主体的
に決定することであり、専業主婦もまた尊重されるべ
き選択肢のひとつである。

② いわゆる「ジェンダーフリー」

について

☆「県の考え方」では「男女に差があることを認めず人間を中性化するという考え方ではありません」としています。また、「男(女)らしさ」については「パターン化してしま」ったり、「強調しすぎることには問題がある」ものの、「男らしさ、女らしさを否定するものではありません」と考えていることがわかります。多くの県民の良識に沿った考えであるといっていいいでしょう。ジェンダーとは「社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識」をさすことは周知のとおりです。したがってジェンダーフリーとは「性別による固定的な役割分担意識・制度の解消」を指向する考え方といっていいいでしょう。

平成14年11月12日の内閣委員会で確認されたように、基本法でも基本計画でもジェンダーという語は使用されていません。また、同時にこの場で、同法は

「男らしさ・女らしさを否定するものではない」

「結果平等でなく、いろいろな機会を与えるということと理解している」（福田官房長官）

「画一的に男女のちがいを一切排除しようという意味ではない」

（坂東真理子局長）

という答弁もなされています。

したがって英語（厳密には英語ではない）か日本語かという用語の問題ではな

ジェンダーフリーという概念は

男女共同参画社会基本法の理念と

相容れるものではない、

ということをしっかりと確認しておきたいと思います。この点、国の答弁と「**県の考え方**」の間に不統一はないと言っていいでしょう。

したがって法の範囲内で制定されるものである以上、県条例の中から「ジェンダー」「ジェンダーフリー」という語句、もしくはその和訳である「社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識」というフレーズは、誤解をまねくおそれがあるため、条例やガイドブックから削除（もしくは歯止めとなる注釈を挿入）する必要があります。

★以上の観点から見ると「ガイドブック」の中には、不適切かつ誤解される記述が多数見つかります。

P8には「ジェンダーにとらわれず、自分らしい生き方ができる社会、それが男女共同参画社会である」と書かれています。これは換言すれば「ジェンダーフリー＝男女共同参画社会」との誤解につながる記述です。

またP7には、ジェンダー意識がもたらす問題として「女らしさにしばられ、生き方を狭められている」「男らしさにしばられた窮屈な生き方を強いられている」ことがあげられています。さらにP92の「固定的な男らしさや女らしさ、伝統的な男女の役割にとらわれない、個人の人格や個性を尊重した教育が行われる必要があります」という記述からも、「らしさ悪玉論」に陥った考えが読み取れます。

P87には「子どもたちは、まず家庭で親や周囲の人たちから固定的な「男



らしさ、女らしさ」を植え付けられていき、また、父親や母親の生活の仕方から、男性の役割、女性の役割、はこうあるべきだと自然に感じ取ってしまうと
いうことがあります」P88では「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく
しつけるのがよい、という考え方もいまだに根強く」という記述もありま
す。P103には「男の子らしさ・女の子らしさなどジェンダーの刷り込みは幼稚
園や保育園から始まるという意見も多い」という文も見受けられます。

「植え付けられていき」「いまだに根強く」「刷り込み」という用語からも、
やはり「らしさ」はあってはならない、なくなるべき思考だとする色が濃くに
じんでいます（P88の文は、家庭教育の方針に行政が容喙するものとして非難を
まぬがれないでしょう）。

つまり「**県の考え方**」とは異なり、生き方を狭め、縛り、個性と対立する考え
方、もしくは消滅すべき考えとして「らしさ」が定義付けされてしまっている
のです。

すべてのものに弊害や副作用があることは事実です。しかし、だからといって
弊履のようにそれらすべてを捨て去ってしまうことは「角を矯めて牛を殺す」
「たらいの水といっしょに赤子を捨てる」愚と言わざるをえません。大切なこ
とは、物事の善と悪をきちんと見抜き、善を善として認め、悪を矯正しようと
する理性的かつ合理的な態度です。

「らしさ」は、永い時間をかけて作り上げられてきた「その立場における理想
の人物像」を伝える貴重な生き方の指針であり美学です。「教師らしさ」「医
者らしさ」「スポーツマンらしさ」「日本人らしさ」などと同様に「男らし
さ」「女らしさ」もあります。それは多くの美德や人間性、得難い専門的な素
養や文化の宝庫とっていいでしょう。人びとはその理想型を胸に、おのれを
叱咤激励して努力を積み重ねてきました。

無論その意識が強すぎたり、形式だけにとら



われすぎた結果、逆に人びとの生き生きした個性や自由を奪ったり、未熟さを裁く武器と化すこともあったでしょう。しかし「らしさ」を単に固定的役割分担として切って捨てる考え方からは「役割をまっとうする人間」は育ちにくくなるのではないのでしょうか。

例えば、昨今DVが深刻な問題として取り上げられていますが、どのように時代が変わっても男女の筋力差は縮まりはしません。明らかに女性より強い腕力と大きな体格をもって生まれた男性にとって、「いかなる理由があろうと女性や子どもに手をあげることは男らしくない恥ずべき行為だ」という「らしさ」の規範と良識を社会に行き渡らせることは、罰則の強化以上に女性を守る力となるのではないのでしょうか。

すべては「バランス」の問題なのです。一方だけに振り切れるような考え方は社会に混乱を招きます。「ガイドブック」の記述に見られる「らしさ」観はあまりに一方的にすぎしており、「牛を殺」し、「赤子を捨てる」に等しいものとなっています。「らしさ」の価値を十分に認めつつ、その不足を埋め、歪みを是正するという記述が求められます。

また、今日の学問水準を反映させるという科学的な観点を盛り込むことも重要です。最近の脳科学の発達は、男女の価値観や嗜好の差違が決して後天的・文化的につくられたジェンダーだけによるものではなく、先天的な要素も大きいことを立証しています。

【提言】基本法の理念が十全に発揮され、国民生活に資するものとなるためには、いわゆる「ジェンダーフリー」の思想とは一線を画さなくてはなりません。そのため「県の考え方」が誤解されることなく県民に受け入れられるよ

う、ガイドブックの記述を下記のポイントを参考にして改める必要があります。

ポイント

- 条例およびガイドブックから「ジェンダー」の語句
およびその和訳の文を削除し、男女共同参画の理念が
誤解されることのないよう配慮する。
- 「男(女)らしさ」の文言については否定的なとらえ
方だけでなく、その意義や重要性にもふれ（男女の特
性を認め合い等）、バランスのとれた説明になるよう
にする。
- 最近の脳科学が明らかにした学問成果を男女共同参
画に反映させる。

③ 家族、家庭教育について

☆「県の考え方」は家族が尊重し協力しあうことにより「絆の強い家族をつくらうとするものである」としています。そのために

- ・相手を思いやるコミュニケーション
- ・意思の疎通と相互理解、責任分担
- ・周囲の人びとによる支援
- ・母親のみならず父親の主体的な参加
- ・仕事と家庭の両立を容易にする職場の改善

などが必要とされている、と考えています。この方針はまっとうなものであり、私たちも何ら異存はありません。家族こそ「ひと」を「人間」に育て上げていくもっとも基本的な苗床であり、その無償の愛情の海の中でこそ「人間らしさ」ははぐくまれると考えます。

★しかし「ガイドブック」は、ここでもこの考えと相容れないギャップを見せています。

基本的にわが国の民法の予想する家族像は、法に則った「婚姻」、およびその配偶者との間に「出産」された子女を家族として構成するものとなっています。無論個人のライフスタイルの自由は、公序良俗に反しない限り認められるべきでしょう。しかしそれはそれとして、常識の範囲としてわが国の法体系が婚姻と出産による家族像に基づいていることは明白です。ところがP28には

- ・現在多くの先進国で夫婦別姓の選択が認められています
- ・改姓をさけるために、婚姻届を出さないで事実婚を選ぶカップルも現れています

など、現行法が保護の対象としている家庭像を相対化するとともに、民法の規定する夫婦同姓や法的に認められた婚姻をあたかも時代遅れで後進国的な制度であるかのようにとらえている記述が見られます。

夫婦別姓法案が何度上程されても廃案になっていることは、わが国のなかでは

それが国民的支持をえていない何よりの証拠でしょう。わが国では「同姓となり、運命を分け合う夫婦の結びつきを確認し、正式に法の認める婚姻届を出す」普通のカップルがまだまだ多いのです。「ガイドブック」はそれについて

- ・「（別姓は）家族の一体感を損ねる」という反対意見も根強くあり、法改正にはいたっていません

と残念さをにじませる記述をしています。

家族のきずなとは、無論同姓であることだけによって保証されるものではありません。しかし同じファミリーネームを持つ、ということが家族の一体感を高める上で大きな意味をもつことは論を待たないでしょう。さらに夫婦が別姓になった場合、その間に生まれた子どもがどちらの姓を名乗るのか、また祖先の祭祀はどのようなかたちで行われるようになるのか等について、多くの混乱や議論が起こると予想されますが、「ガイドブック」はこれらについては何も述べていません。祖先のお祀りを大切に考える大多数の人びとや、次代をになう子どもたちのアイデンティティについて思いを巡らさず、「まず別姓ありき」という「ガイドブック」の考えが、「**県の考え方**」の示す「**絆の強い家族**」を指向しているものでないことは明白です。

またP45には「生活面で、あるいは経済面で、どちらかに依存してしまう関係は、夫婦間に上下、優劣の関係が生じかねないおそれがあります」という、よく考えれば不思議な記述もあります。夫婦や家族の絆とは、「互いが愛情に結ばれ、それぞれが生活と運命を共にする者として支え合い、助け合う関係」であることに異議を唱える人はいないでしょう。生活も経済も夫婦が相手に依存していないというのは（法的にはともかく）事実上は夫婦とよべない家族形態です。「ガイドブック」の夫婦観は「依存することなく互いに自立した個人の結びつき」というきわめて特殊なケースを予想して書かれているのです。

都合によりいくらかも変更がきく、といった響きをもつ「対等なパートナー」で

はなく「愛情と運命を共にする伴侶」という位置づけこそ「県の考え方」に示された「絆の強い家族」を実現するものと言えるでしょう。

さらに「ガイドブック」P44には高齢者の介護について

・介護の負担のために自分の望んでいる人生、生き方を犠牲にしてしまう
ということもなくすためにも、介護の社会化は必要なことです。



という主張が見られます。しかし、この考えも「絆の強い家族」観に背を向けています。

まずこの記述は、一方的に「介護する側の負担軽減」という立場に立ったものであり、「介護されるお年寄り」の気持ちをまったく忖度していません。老人は家族ではない、といわんばかりの物言いですし、介護は「犠牲」につながる、という一面的なシグナルを県民に与えることになるのではないのでしょうか（言うまでもなく、お年寄りがおられればこそ私たちは存在しているわけですし、豊かで平和な国や郷土の基礎を培ったのもこの世代の功績です。お年寄りへの感謝と敬老精神があれば、決してこのような冷ややかな記述にはならなかったでしょう）。

【提言】崩壊の危機がさげばれている家庭を立て直すことは国・地方を問わず喫緊の課題といえます。家庭の絆を強化し、夫婦、子ども、お年寄りが家族として深い愛情と信頼で結ばれ、互いに扶助し合うというわが国の美風を継承するため、次のポイントについて検討していただきたいと思います。

ポイント

- 家庭の機能・教育力の充実のため、条例に家族保護条項を入れる。
- わが国の法体系に基づいた家庭像を尊重し、家庭の絆を強化するために「愛情と信頼に基づき」「立場に応じ互いに扶助し合い」「家庭尊重の精神に基づいた相互の努力と献身」等の文言を加える。
- 家庭における男女の役割分担として「父性・母性の尊重」を盛り込む。

④ 「産む・産まない」の決定について

☆「県の考え方」は「この条例は...男性のみ、女性のみを対象とした規定もありません」として、その例として「母体保護法で配偶者の同意が必要とされています」をあげています。また「中絶や墮胎に至らない状況をつくることが大切と考えております」という胎児の生命権にも配慮した内容も述べられており、私たちが疑義を呈した「産む・産まないの決定を女性のみがしうる含みがあるのではないか」という不安を明快に払拭しています。

★しかしながら「ガイドブック」P23にはこうあります。

・「産むか産まないか」「いつ産むか」によって、女性の生き方は大きく左右されます。だからこそ、自らの主体的な決定が最大尊重されるべきと主張されています。

常識的にこの文を読み、「この文中の“自ら”とはだれか」と質問すれば、おそらく解答者全員が「女性」と答えるでしょう。つまり出産についての決定権とは女性にある、ととらえているのがこの記述なのです。

そしてその理念は、条例第3条7項の

・生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること...

にまっすぐつながっていきます。また、P22に見られる

・女性が子どもを産むか産まないかの決定権は、長い間、国家や、夫の手に握られ、女性は自分自身のことでありながら、主体的に決めることはできませんでした。

という文も「自ら＝女性」を連想させる伏線となっています。

このような誤解をさけるためにも「自ら」とは女性のみでなく、出産にかかわるすべての男女、という位置づけを条例に盛り込む必要があるのではないのでしょうか。

★また「ガイドブック」はP103にリプロダクティブ・ヘルツ／ライツを紹介しています。この概念は1994年カイロで開かれた国際人口開発会議で出されたものですが、あくまで発展途上国にあってしいたげられている女性のためになされた提案です。それを生活水準や環境ひとつとっても大きく異なるわが国にそのままあてはめることはたいへん不用意です。

また「ヘルツ（健康）」はともかく、「ライツ（権利）」については胎児との

生命権、性の濫用とのかねあいから、バチカンを中心とするカトリック諸国やイスラム圏の反対が強く、いまだ国際的合意に至っていない概念です。国際会議で提唱されたことは事実であっても、採択されてもいないものを不用意に紹介することは誤解につながります。

またP27には

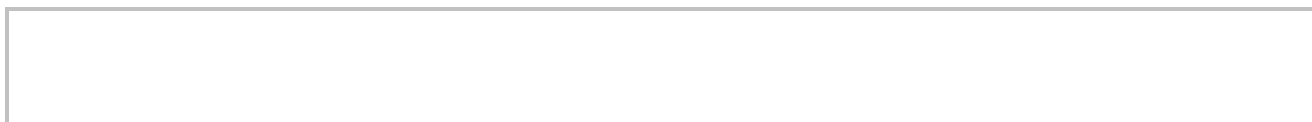
- ・子どもを産むか産まないかは、本来、個人の自由な選択によるべきでしょう。



とありますが、これも子どもが男女の協力なくして出来ないことを考えれば、「個人」というひとりの問題としてとらえることは不適切でしょう。さらに史上類例のない少子化時代を迎えている今日のわが国にあって、将来の労働人口、年金、介護などの問題を考慮するとき、純粋に「自由な選択によるべき」とくくってしまってもいいものでしょうか。国家施策として出産を義務づけることは論外ですが、健康や人権に配慮しつつ産む道を選択するよう奨励することが、時代になかった記述になるものと思われます。

【提言】 男女のあり方はまっすぐに次代につながるものです。望まれ祝福されて生まれる子どもが増えることは、活力ある希望に満ちた社会を約束します。このため、産むという根源的な問題を個人や個々の家庭の問題に制限してとらえるのではなく、よりよい社会の実現という大きなフィールドも視野に入れ考える必要があります。

また男女共同参画が、今現在生きている者だけの都合ではなく、これから生まれてくるいのちをも保証し、大切にしようという理念をはっきり打ち出す必要があります。



ポイント

- 産む・産まないの選択に当たっては男女が対等の立場で話しあい、母体の健康に配慮しつつも、胎児の生命を尊重する方向で決定すべきことを条例に盛り込む。
- (リプロダクティブ) ライツに関しては多くの意見があり、国際的合意をみた権利ではない旨をガイドブックで説明し、誤解を避ける。

■□□事務局からのお知らせ■□□

定例学習会は原則として第1木曜日午後と第3火曜日午前に開催しています。
会場については事務局（下記）にお問い合わせ下さい。

※ 8月の学習会はメディア・リテラシー研究会と共催、愛媛大学内で行われました。

[講師・水上紘一教授]

■□□会員募集のお知らせ■□□

私達は、愛媛県や松山市などの男女共同参画条例を良識あるものにしたたり、誤った男女共同参画の動きやジェンダーフリーに基づいた教育をただしたりする活動を行なっています。年会費は1千円です。是非ご入会下さい。

*会報「なでしこ通信」をお送りします（年6回）。

*講演会・学習会等の行事についてご案内いたします。

健全な男女共同参画社会をめざす会

会長 小笠原ミワ子

〒790-0931松山市西石井1-3-30

電話090-3181-4004 FAX 089-964-3903

メール t64r59@bma.biglobe.ne.jp